

●香川県広域水道企業団告示第14号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、香川県広域水道企業団の業務に係る水道料金等の徴収事務の一部を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成30年6月5日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

1 委託事務

企業団事務所窓口等における徴収事務

2 受託者の名称等

委託事務の範囲	主な徴収事務の取扱い場所	受託者の名称	受託者の所在地	委託期間
高松事務所に係る水道料金等及び高松市から香川県広域水道企業団が受託した下水道使用料等の徴収事務	高松事務所窓口	第一環境株式会社中・四国支店	岡山県岡山市北区下石井二丁目3-8	平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
丸亀事務所に係る水道料金等及び丸亀市から香川県広域水道企業団が受託した下水道使用料等の徴収事務	丸亀事務所窓口	第一環境株式会社中・四国支店	岡山県岡山市北区下石井二丁目3-8	平成29年4月1日から平成34年3月31日まで
観音寺事務所に係る水道料金等及び観音寺市から香川県広域水道企業団が受託した下水道使用料等の徴収事務	観音寺事務所窓口	フジ地中情報株式会社四国営業所	香川県高松市伏石町2088番地22	平成30年4月1日から平成31年9月30日まで
三豊事務所に係る水道料金等の徴収事務	三豊事務所窓口 (香川県広域水道企業団三豊事務所料金センター)	三豊市上下水道工事業協同組合	香川県三豊市高瀬町上勝間2517番地1	平成29年4月1日から平成32年3月31日まで